

京都市中央卸売市場業務条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則を公布する。

平成17年4月28日

京都市長 榊 本 頼 兼

京都市規則第12号

京都市中央卸売市場業務条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則

京都市中央卸売市場業務条例の一部を改正する条例（平成17年3月25日京都市条例第54号）第2条の施行期日は、平成17年5月1日とする。

（中央卸売市場第一市場管理課）